

刑事訴訟法

[昭和二十三年七月十日号外]  
[法律第三十一号]

JP-027

29 MAR 1996  
TRIPS

RECEIVED

〔判決・決定・命令〕

- 第四十三条 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならぬ。
- ② 決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをするを要しない。
- ③ 決定又は命令をするに於て必要がある場合には、事実の取調をすることができる。
- ④ 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

〔裁判の理由〕

- 第四十四条 裁判には、理由を附しなければならない。
- ② 上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八条第二項〔高等裁判所の決定に対する異議の申立〕の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

〔裁判書の謄・抄本請求〕

第四十六条 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

〔意見の陳述〕

- 第二百九十三条 証拠調が終了した後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。
- ② 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

〔証拠調の手続〕

- 第二百九十七条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。
- ② 前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。
- ③ 裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

〔証拠調の請求及び職権〕

- 第二百九十八条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。
- ② 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

〔尋問の順序〕

- 第三百四条 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。
- ② 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終了した後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。
- ③ 裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

刑事訴訟法

(昭和三年七月一〇日  
法律第一三一号)

第三〇四条之二「被告人の退廷」裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第三〇五条「証拠書類の取調方式」検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

③ 裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

〔証拠物の呈示〕

第三百六条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならぬ。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記(裁判所書記官)にこれを示させることができる。

② 裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記(裁判所書記官)にこれを示させなければならない。

〔証拠の証明力を争う機会〕

第三百八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

〔証拠調に関する異議申立〕

第三百九条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

② 検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

③ 裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

〔証拠裁判主義〕

第三百十七条 事実の認定は、証拠による。

〔判決の宣告〕

第三百四十二条 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

〔控訴〕

第三百七十二条 控訴は、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれを行うことができる。

〔準用規定〕

第四百三十四条 第四百二十三条(抗告申告書の差出)、第四百二十四条(抗告と裁判の執行)及び第四百二十六条(抗告に対する決定)の規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、前条第一項の抗告についてこれを準用する。